

日刊建設産業新聞

全自治体42%「歩切り」

違法性理解し根絶の動きも

見直し未定自治体を6月再調査

国交省、総務省

公共工事の予定価格設定時に、発注者が適正な設計書金額から根拠なく一部を減額する、いわゆる「歩切り」を、全自治体の42%が実施していた実態が判明した。28日、国土交通省と総務省が連名で公表した「歩切り」の調査結果で明らかになったもの。この調査を通じて99.7%の自治体が、歩切りの違法性に対する理解を深めることができた。その根拠に、本腰を入れて取り組む自治体も表れている。ただし今回、見直しを未定とする自治体が1割弱を占めたため、ここを中心に6月頃フォローアップ調査を実施する。歩切り根絶は、建設企業が適正利潤を確保する上で欠かせない対応。「担い手3法の本格運用で、現場が変わったと実感してもらえらる重要な取り組みしたい」(国交省担当者考へた)。

この調査は、全ての地方自治体、47都道府県、20政令指定都市、1721市区町村に対して実施。回収率は驚異の100%。1788の全自治体が回答した。今年「1

月1日時点」の状況について回答を得ている。今回の調査票には、国交省が作成したリーフレット「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について」を添付。

回答にあたり、同リーフレットの内容を確認し、歩切りの違法性と定義等を理解した上で回答するよう求めた結果、99.7%にあたる1783団体が違法性を確認・理解し

て回答している。歩切りの違法性に関する認識を共有し、理解を深める絶好の機会にもなった。調査の結果、1月1日時点で、全体の42%にあたる757団体が、歩切

りに該当する行為を行っていた。地区別の内訳は、北海道17団体(地区内に占める割合9%)、東北125団体(同54%)、関東155団体(同36%)、北陸25団体(同37%)、中部71団体(同43%)、近畿109団体(同49%)、中国56団体(同50%)、四国44団体(同44%)、九州137団体(同57%)、沖縄18団体(同43%)。歩切りを行っていた自治体の約6割にあたる、

459団体が「慣例」や「自治体財政の健全化、公共事業費削減のため」を理由に、設計書金額から減額していた。このうち、303団体は「今後見直しを行う予定」であると回答。さらに、この中の259団体は、今年「4月までに見直しする予定」であると回答しており、歩切り根絶に向けて、積極的な自治体も見受けられる。

ただし、見直しを行う予定はない7団体、見直しは未定とする149団体、計156団体も存在する。これら全体の1割弱については、その後の見直し状況を把握するため、6月頃を目途にフォローアップ調査を行う。一方、歩切りを行っていた自治体の約4割にあたる297団体は、予定価格の漏えいを防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生した係数を乗じて予定価格を減額する「ランダム係数」の採用、事務効率化のため設計書金額の端数を切り下げて予定価格にする「端数処理」を理由に挙げている。

これらの行為も歩切りに該当するものの、入札手続きの透明性や公正性の確保等を図るために合理的なもので、かつ極めて少額にとどまるものは「やむを得ない場合がある」という考え方が、国交省のリーフレットで示されている。実務に配慮した格好ではあるが、今後これらをもっとよくに扱い対応するかが課題だ。

なお、国交省は、あらゆる相談を受け付ける窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(TEL0570・004976、マルマルヨクナロウ)を設けている。「歩切り」などの違反行為以外にも、ダンピング対策の未導入、担い手育成・確保に向けた取組や実態、発注者には言いにくい受注者の悩み事など、生の声や情報を受け付けている。

日刊建設産業新聞

愛媛は全20市町で完全撤廃

6県で歩切り根絶の取組み

発注者が適正な設計書金額から根拠なく一部を減額する、いわゆる「歩切り」。この根絶に向けて、いち早く動き出している自治体があることが、国土交通省作成のデータで明らかになった。改正入札契約適正化指針で、歩切りの違法性が明

確化され、昨年10月には総務大臣・国土交通大臣連名で、知事や議長等宛てに「歩切り」は厳に行わず、必要に応じた見直しを直ちに行うことを要請していた。

これを受け、今年4月21日時点で、歩切りの根絶に向けた先進的な事例がみられるのは、熊本、石川、愛媛、奈良、栃木、福島の6県。

熊本県は、県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村

会議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して、首長らに撤廃の働き掛けを実施。県がリーダーシップを発揮して、歩切りの厳禁を促している格好だ。

石川県は、歩切りが確認された県内8市町と個別に直接交渉し、14年度内に「歩切りの廃止」について合意を得るまでに至った。

愛媛県は、県内20市町すべてで「歩切りの完全撤廃」で合意。国から示された歩切りの定義を踏まえ「予定価格と設計書金額を同額」とし、「端数処理も取りやめる」とことで合意し、1月からそ

の運用を開始した。

奈良県は、一部の市町村で歩切りの実態が確認されたことを踏まえ、4月1日までに歩切りを廃止することを県内39市町村すべてで確認した。

栃木県は、歩切りの実態が確認された一部の市町に、14年9月頃から個別訪問するなどして交渉し、15年度から歩切りを撤廃するよう合意を得た。

福島県は、歩切りに向けて、県庁内の財務規則施行通達に「歩切りを行わない」と明文化。今後、県内市町村が追随し、同様の対応が増加することが期待される。

「歩切り」確実に見直しを

理解ない自治体は名前公表

総務省と国土交通省は28日、公共工事の「歩切り」の実態調査結果を踏まえ、「予定価格の適正な設定」を求める通知を自治体に発出した。総務省自治行政局長、国交省土地・建設産業局長の連名によるもので、都道府県知事、都道府県議会議長、指定都市市長、指定都市議会議長に通知。歩切りを行っている市区町村には、今後実施しないよう、都道府県が主導して確実に見直しを進めることを求めている。

また、今回の調査で歩切りの「見直しを行う予定はない」または「未定」と回答した自治体への対応にも、通知では言及。この団体を中心に、本年夏頃を目途にフォローアップ調査を行い、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取することなどで改善を促す。

これらの取組みを通じて、なお、「歩切り」の撤廃に理解の無い場合には、必要に応じて、その発注者名の公表に踏み切ることも辞さない考えであることを明記した。

歩切りの厳禁は、1980年の建設省通達で出され、その後も、機会あるごとに撤廃を各発注者に求めてきたものの、これまで慣例としてその行為が残っていた。

しかし昨年5月、公共工事の改正品確法、改正建設業法、改正入札契約適正化法、いわゆる担い手3法が全会一致で成

立。建設企業が適正な利潤を確保できる予定価格を適正に設定することが、発注者責務として規定された。昨年9月の改正入札契約適正化指針で、歩切りが「品確法第7条第1項第1号に違反」することを明確化、法律的に違法と位置付けられた。その担い手3法が今年4月、全面施行。歩切りについても、35年越して根絶が叶えられそう。

歩切りは、予定価格を不当に引き下げ、見積り能力のある建設業者が排除される恐れがあるほか、ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたし、さらには、建設産業の担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できない恐れなどもある。こうした弊害があるため、歩切りの根絶を求めている。

自治体の4割 歩切り実施

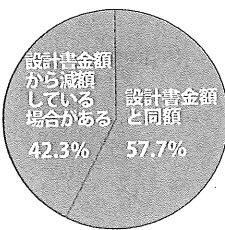
国交、総務省調査

3分の2は見直し予定

撤廃を再要請
6月再調査も

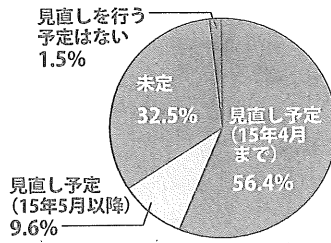
国土交通、総務両省は28日、公共工事の入札で予定価格を根拠なく引き下げる「歩切り」の実態調査結果を発表した。全地方自治体(1788団体)が回答。今年1月1日時点で、約4割に当たる757団体が歩切りを実施していたが、うち3分の2の団体が「見直す予定」とした。一方、156団体は見直しに否定的な見解を示した。両省は調査結果を踏まえ、同日付で自治体に対し歩切りの撤廃を再度要請。6月をめぐりに再調査を実施することも決めた。

予定価格の設定方法



「歩切り」の見直しを行う予定

見直しを行う
予定はない
1.5%



全自治体を対象に歩切りの実態を調査したのは

◆全廃合意の県も

歩切り対策の歴史は長く、35年前の1980年に建設省(現国土交通省)が出した通達までさかのぼる。転機は、昨年の改正公共工事品質確保促進法(公共工事品質確保法)や改正公共工事入札契約適正化法(入契法)など「担い手3法」の成立。同9月には入契法に基づく入札契約適正化指針で歩切りが公共工事品質確保法に違反することを明確化した。今回の実態調査は「首長に違法性を認識してもらう」(国土交通省入札制度企画指導室)狙いもあった。

国土交通省は「担い手3法で現場が変わった」という認識を関係者が持つよう取り組みを進める(同)考え。同省が設けた相談ダイヤルには歩切りに関する相談が建設業者から寄せられており、内容によっては発注者と連絡を取るなど、個別に対応していく構えだ。

自治体側にも新たな動きが出始めた。奈良県では3月、県内の全市町村が歩切り廃止で合意。栃木県や愛媛県などでも同様の動きがある。福島県は県の施行通達で歩切りの根絶を明文化した。

初めて。再調査は、見直す方針を示さなかった156団体を中心に実施し、その後、個別に理由も聴取する。それでも対応に変化が見られない場合は、自治体名の公表に踏み切る方針だ。

調査結果によると、ほぼすべての自治体が歩切りの違法性や定義を示した国土交通省作成のリーフレットの内容を「理解した」と回答。その上で、42.3%に当たる757団体が

「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と答えた。歩切り実施の理由を大きく分けると、459団体が「慣例による」や「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」などとし、297団体が「端数処理」などを挙げた。

459団体を細かく見ると、6割強に当たる303団体が「今後見直しを行う予定」で、うち259団体はこの4月末までに見直しと回答した。

このため、現時点では歩切りを続けている自治体は4割を下回っているとみられる。一方、149団体が見直しは「未定」とし、「見直しを行う予定はない」と答えた自治体も7団体あった。

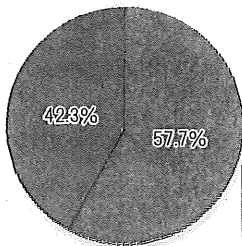
調査結果を受けて両省は、早期の見直し検討を求める国土交通省土地・建設産業局長と総務省自治行政局長連名の文書を都道府県知事や政令市長などに出した。

自治体4割で「歩切り」

慣例、コスト削減が理由

国交・総務省 初の実態調査

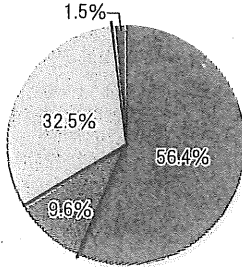
予定価格の設定方法



■ 設計書金額と同額
■ 設計書金額から減額している場合がある

設計書金額と同額	1,031
設計書金額から減額している場合がある	757

「歩切り」の見直しを行う予定



■ 見直し予定(2015.4まで)
■ 見直し予定(2015.5以降)
■ 未定
■ 見直しを行う予定はない

見直し予定(2015.4まで)	259
見直し予定(2015.5以降)	44
未定	149
見直しを行う予定はない	7

実態調査は1月1日現在を基準日として47都道府県、20政令市、1721市区町村を対象に実施し、回収率は100%だった。全1788団体のうち、1031団体(57・7%)は「設計書金額と予定価格が同額」で、設計書金額の一部を控除する歩切りを行っていない。一方、757団体(42・3%)は「設計書金額

約300団体が改善表明

国土交通、総務両省は28日、すべての地方公共団体を対象に初めて実施した「歩切り」実態調査の結果を公表した。全1788団体のうち、約4割で歩切りを行っていたことが判明。そのうちの約6割は、慣例や公共事業費の削減などを減額の理由に挙げた。慣例などを理由とした自治体の7割近くは、見直す意向を表明した。

今後は、見直す予定なしなどと回答した自治体を中心に、6月ごろをめどにフォローアップ調査を開始する方針だ。国交省では「まずは首長を始めとする実務者に、歩切りは違法という意識を持ってもらうことが大切。『担い手3法』によって、現場が変わったと実感できる重要な取り組みの1つとして、大きなねりをにつくり、速やかな改善につなげていきたい」(土地・建設産業局建設課人札制度企画指導室)として

＝関連2面

から減額して予定価格を決定している場合がある」とし、歩切りの実施を認めた。

757団体に減額理由を聞いたところ、459団体(60・6%)は慣例や財政健全化

・公共事業費削減、より多くの工事を行うため、追加工事発生への備えなどと回答。297団体(39・2%)は、予定価格の漏えいを防ぐなど何らかの合理的な理由を持って、端数処理やランダム係数の適用を行っていた。

慣例などを理由に挙げた459団体のうち、259団体(56・4%)は2015年4月末までに見直す予定と表明。5月以降に見直すとした44団体(9・6%)と合わせ、3

03団体(60・0%)が改善する意向を示した。一方、149団体(32・5%)は未定、7団体(1・5%)は見直す予定なしと答えた。

実態調査結果の公表に合わせ、都道府県知事や議長らに対し、国交省土地・建設産業局長と総務省自治行政局長の連名で、予定価格の適正な設定を求める通知を发出。管内市区町村への助言を含め、歩切りの着実な見直しを要請した。歩切り撤廃に理解してもらえない場合は、必要に応じて個別発注者名の公表に踏み切る。

国交省は今後、5月下旬に開催予定のブロック監理課長等会議で実態の共有を図るとともに、6月ごろにも見直しの進捗状況などを把握するためのフォローアップ調査に入る。

今回発表した調査結果は、1月1日時点が基準日となっているため、予定どおりに見直しが行われていれば、歩切りの実施団体は、大きく減少していることになる。

次の段階としては、合理的な理由を持って端数処理などを行っている場合に、やむを得ないと認められる「極めて少額」の範囲についても議論を重ねていく考えだ。